



保護者の方へ

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」について

さいたま市教育委員会

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」は、個々の児童生徒について、症状等の特徴を正しく把握するために必要な書類です。除去食等を指導している主治医とよく相談して、記載を依頼してください。

乳幼児期に発症した即時型アレルギー反応の多くは、成長とともに治癒すると考えられます。継続した受診をしていない場合には、診断を見直す良い機会となりますので、医師と相談し、除去が必要か再評価してもらいましょう。

また、血液検査が陽性でも食べられることはよくあります。アレルギー専門医と相談し、食物経口負荷試験をするなどして、必要最小限の除去をしましょう。主治医から「記載できない」「食物経口負荷試験が必要」などと診断された場合には、アレルギー専門医を紹介してもらおうとよいでしょう。

＜「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提出が必要な方＞

学校生活において、食物アレルギーに関する配慮が必要な場合に提出します。

配慮とは、「食物アレルギーのために除去食対応が必要である」「アドレナリン自己注射薬、抗ヒスタミン薬などを処方されている」などがあります。

＜受診の準備＞

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」は、医師が御本人や保護者の方と相談しながら作成しますので、アレルギーの原因食物は何か、なぜ除去しているのか、家庭での原因食物の摂取状況、以前の診断はどのようなものであったか等を、正確に医師に伝える必要があります。受診がスムーズにできるように、保護者の方も、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の内容を確認しておくといよいでしょう。

年度末は医療機関が非常に混雑するだけでなく、診断には食物経口負荷試験を行うなど時間がかかるため、早めに医療機関を受診し、次年度に向けての相談を開始してください。

＜その他＞

提出された「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」は、学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を学校職員(給食調理業務委託先の調理業務従事者も含む)、教育委員会、医療機関で共有します。